

第5期 雲南市農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 平成27年9月25日(金) 13:30~15:40

2. 場 所 木次町 サンワーク木次

3. 出席委員(32名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	19番 白築美雄
20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
33番 藤原 好	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員(5名) 3番 岡田康弘 17番 柳原昌広 18番 白築 進
28番 川上蘆求 34番 山本博子

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第88号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第91号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第15回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、29番山本裕子委員、30番高島幹雄委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局及から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番〇〇です。認定審査会についてです。営農類型が採卵養鶏ということですが、規模はどれくらいですか。</p>
事務局	<p>現在が90,500羽で、目標が93,000羽です。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第87号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第87号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は1,526㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農地が離れており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り100,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、23番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
20番	<p>20番〇〇です。内容につきましては、事務局から説明のあったとおりです。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員からから説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>「議第87号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第 8 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、ご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第 8 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9 ページをご覧ください。「議第 8 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 536 m²の内、368.47 m²です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は太陽光発電施設で太陽光パネル 99 枚 168.3 m²を整備されます。転用理由は、「太陽光発電施設を整備し、売電事業を行いたい」ということです。8 月 1 0 日に農用地除外の許可がでています。確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は 9.9 m²です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、遠方の山中にあり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。8 月 1 0 日に農用地除外の許可がでています。確認は〇〇委員です。農地区分は土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地であることから、第 1 種農地と判断致しました。許可条項は、規則第 3 3 条第 4 号規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は 10 m²です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山中の高いところにあり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。8 月 1 0 日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番と同じです。写真の 1 6 ページをご覧ください。コンクリートがしてありますが、農地が崩れるのを防止するためということとして、墓地を設置するにあたってコンクリートされたものではありません。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山地で高く、急な箇所であり維持管理が厳しくなったため、申請地に新設移転する」ということです。8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は116㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は駐車場で駐車区画2台分を整備されます。転用理由は、「隣接する農地への参拝や農地管理の車両駐車の為に申請地に駐車場を設ける」ということです。8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。写真の25ページですが、コンクリートがしていない部分が今回の申請地です。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は9.90㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方の山中にあり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい。」という事です。8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は9.92㎡です。申請人は〇〇市〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在使用している墓地は自宅から遠い山中にあり、墓参及び維持管理がしにくく自宅近くの申請地へ移設したい」ということです。8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は8.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「既存の墓地は急傾斜な山中にあり、墓参及び維持管理が大変なので自宅近くの申請地へ移設して管理したい」ということです。8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>以上、8件についてご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」に該当する申請番号1番の案件がございますので、最初に、議事参与に係る案件である申請番号1番の案件を除く案件、申請番号2番から8番についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 5 番	<p>1 5 番〇〇です。前から解りにくくて気にしているところですが、墓地の案件で農地の真ん中に設置して、そこほどで 9.9 m²の墓地を整備される。道なんかはどうされるかということです。畑につくられる墓地への道も当然許可申請を出すべきではないかと思いますが、そのへんの扱いはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>おっしゃることはわかります。図面で見ますと真ん中に見えますけど現地確認しますと、法面があったり農地の形状からして実際は真ん中になかったりします。また、農地の側にある耕作道を利用する計画でもありますので、申請者の意向も踏まえております。明らかに農地の真ん中にあり問題がありそうな場合には確認・指導を行いますのでご理解いただきたいと思っております。</p>
1 5 番	<p>農地は畦畔も含んでいて登記がしてありますので、それでいいでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には分筆をすべく指導はしております。墓地の担当課にも参道を含めた墓地の整備について確認をします。</p>
議 長	<p>確認委員からも指導をお願いします。</p>
3 2 番	<p>3 2 番〇〇です。図面の 1 6 ページの墓地の写真ですが、どこが墓地の申請地かわかりにくいので線を入れるなどの配慮をお願いします。</p>
事務局	<p>次回から線を入れるなどわかりやすいようにします。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 8 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号 2 番から 8 番については、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ござ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>いませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第88号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号2番から8番については、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号1番の案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、23番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
事務局	<p>事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
15番	<p>15番△△です。〇〇委員の議事参与の制限はどういうことですか。全然わかりません。</p>
事務局	<p>先ほどの3条の申請番号1番の案件とこの4条の申請番号1番の案件は、行政書士の〇〇さんが申請人の代理人として関わっておられるため、議事参与の制限に該当するということです。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 8 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号 1 番については、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 8 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号 1 番については、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、ご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議第 8 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 3 ページをご覧ください。「議第 8 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 607 m²です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の△△△△、△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅 1 棟 107.00 m²を建設されます。転用理由は、「現在、家族 4 人で借家住まいで手狭のため、妻の実家の近隣である妻の父の土地を使用貸借して帰宅する計画です」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に指定されております。土地代は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第 3 種農地と判断致しました。第 3 種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は 777 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は工場用地で、工場 1 棟 333.36 m²を建築されます。転用理由は、「石材加工を営んでおり、申請地を譲り受け、工場を新築したい」ということです。始末書が提出されておまして、「昭和 5 5 年に工場を建設し利用してきた。」という事です。農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に指定されております。土地代は 1 0 アール当り 5,275,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 64 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 2 台分を建設されます。転用理由は、「家族が増え、車 2 台分の駐車場が必要となり、申請地を譲り受け駐車場とし</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>て利用したい」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当たり4,700,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は30㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「国土交通省の買収に併せて宅地への整備がしたい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成20年8月に整備してしまった」ということです。農用地区域外で、土地代は無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じであります。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は510㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅・倉庫、駐車場で、住宅1棟44.00㎡、倉庫兼車庫1棟81.00㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「現在借り住まいであるが、実家に帰って母屋の隣に新築住宅を建てるため」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可が出ており、賃借料は無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じであります。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
13番	<p>13番〇〇です。申請番号4番についてです。申請人の□□□□さんは〇〇市内に住んでおられまして、空き家になっています。それから、△△△△さんは以前からこの土地、建物を譲ってほしいということで話が進められていたようです。そういう中で、平成19年から20年にかけて尾原ダムの建設に伴って、農地である畑を国土交通省が買収されまして、全て買われたものと思っておられました。ところが、不動産屋に手続きをする段階においてこの申請地の30㎡が農地として残っていることがわかり申請の手続きをされた次第です。ご審議よろしくをお願いします。</p>
15番	<p>15番〇〇です。申請番号2番についてです。△△△△さんが昭和55年に製材店をやられた時に工場をもらわれたようです。2年前に□□□□さんの親せきの方が私の所に来られまして、「税金が□□□□さんの所にばかりくる。これは売ったもので、何とかならないか」ということを言われました。私の方からも△△△△さんに変更手続き等の電話を入れました。再度□□□□さんから連絡があり、今年の春に△△△△さんを交え事務局も一緒になって協議してきた経過があり、やっと今回申請が出てきたところです。ご審議のほどお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第89号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第89号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第90号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案書16ページ「議第90号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p>
事務局	<p>今回の案件は〇〇町の1件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により〇〇町でご協議いただくこととします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。〇〇町よりお願いします。
4 番	4番△△です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第90号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第90号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	次に、「議第91号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。農林振興課より説明を求めます。
農林振興課	農林振興課の〇〇です。本日は、除外申請ということで、〇〇町23件、〇〇町4件、〇〇町7件、〇〇町2件、〇〇町2件、合計38件、そのうち追認案件5件に

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>ついて説明させていただきます。また、今回は、編入14件であります。1つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>56、57ページについては、誤って図面を添付しておりますが今回の協議に入っておりません。また、〇〇町の編入番号3番の図面が添付されておりませんでしたので、配布させていただきます。大変失礼いたしました。</p> <p>まず〇〇町ですが、資料6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は543㎡で個人住宅及び車庫の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は16、17ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、地目は田が4筆、畑が2筆、面積は9.31、4.10、1029、63、33、79㎡で資材置場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は18、19ページです。この案件は、以前賃貸住宅で除外申請をしておられたが計画が変更になったため、一回編入をしてから、今回改めて資材置場となった案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、田、面積は395㎡、171㎡で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は20、21ページです。この案件は既に駐車場になっている案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は156㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は22ページです。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は191㎡で車庫及び資材置場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は23、24ページです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は100㎡で車庫の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は225、26ページです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は557㎡内9.9㎡で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は27ページです。</p> <p>次に整理番号8番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は596㎡で太陽光発電施設の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は28、29ページです。この案件は荒廃農地の場所に、ソーラーパネルを設置する案件です。</p> <p>次に整理番号9番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は561㎡の内9.90㎡で墓地の案件です。1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は30ページです。この案件は、前回の除外申請で墓地を申請され</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>ていたが、場所が変更になったため、前回申請された場所を編入し、今回新たに申請された案件です。</p> <p>次に整理番号10番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は1,113㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は31ページです。</p> <p>次に整理番号11番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、△△-△、地目は畑、面積は1068、1341㎡で太陽光発電施設の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は32、33ページです。この案件は荒廃農地の場所に、ソーラーパネルを設置する案件です。</p> <p>次に整理番号12番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1815㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は34、35ページです。この案件は荒廃農地の場所に、ソーラーパネルを設置する案件です。</p> <p>次に整理番号13番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は368㎡の内10㎡と189㎡で墓地及び農機具置場、車庫、管理道の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は36、37ページです。</p> <p>次に整理番号14番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は275㎡の内10.15㎡で墓地及び管理地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は38、39ページです。</p> <p>次に整理番号15番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1491㎡の内260㎡で農機具庫の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は40、41ページです。</p> <p>次に整理番号16番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は476㎡で車の置場及び進入路の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は42、43ページです。この案件は、自動車販売を行っておられる□□□□さんが海外に車を販売されるときに置かれる場所として利用をされる案件です。</p> <p>次に整理番号17番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は525㎡で駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は44、45ページです。</p> <p>次に整理番号18番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は245㎡の内12㎡で合併浄化槽の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は46ページです。</p> <p>次に整理番号19番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は1925㎡の内10㎡及び7㎡で墓地及び管理道の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は47、48ページです。</p> <p>次に整理番号20番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は638㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は49ページです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>次に整理番号21番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、△△-△、△△-△、地目は田、面積は946㎡、1045㎡、104㎡で駐車場の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は50、51ページです。この案件は、□□□□が経営している△△△△の増設用地に伴い既設の駐車場がなくなるため新たに駐車場を設置したい案件です。</p> <p>次に整理番号22番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は420㎡で農業用倉庫の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は52、53ページです。この案件も△△△△の増設用地となるため、新たに農業用倉庫を設置したい案件です。</p> <p>次に整理番号23番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は10㎡及び11㎡で墓地及び管理道の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は54、55ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料63ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は59㎡で車庫の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は66、67ページです。追認案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は282㎡で太陽光発電施設の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は68、69ページです。この案件は荒廃農地の場所に、ソーラーパネルを設置する案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は476㎡の内40㎡で墓地及び管理地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は60、71ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、△△-△、地目は畑、田、面積は131㎡、411㎡で個人住宅及び車庫の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は72、73ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料79ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積43㎡で進入路及び庭の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は83、84ページです。この案件は既に進入路及び庭になっている案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は137㎡の内127㎡、10㎡で墓地及び物置小屋の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は85、86ページです。この案件は既に墓地及び物置小屋になっている案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は170㎡の内110㎡で駐車場の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は87、88ページです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は175㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は89ページです。</p> <p>整理番号5、6番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、△△-△、地目は田、面積は1567㎡、837㎡で神社移転の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は90、91ページです。申請地は、現在の境内地が高い場所にあり高齢者に支障をきたしているため、新たなところに移設する案件である。</p> <p>整理番号7番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は2193㎡の内165㎡で駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は92、93ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料99ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は523㎡で個人住宅及び倉庫の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は102、103ページです。追認案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1696㎡の内800㎡で堆肥舎及び搬入路の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は104、105ページです。現在使用している堆肥舎が老朽化しており、また規模を拡大するため現在のところではスペースが少ないため新たに堆肥舎と搬入路を行う案件です。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料111ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は303㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は114ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は390㎡で墓地及び駐車場、倉庫、管理道の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は115、116ページです。この案件は、すでに倉庫が建っている状況であり追認で処理させていただきます。</p> <p>続きまして編入の○○町ですが、資料122ページからご覧ください。</p> <p>次に整理番号1番、事業計画者は□□□□、図面は125ページです。この案件は、以前賃貸住宅で除外申請をしておられたが計画が変更になったため、編入をする案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、図面は126ページです。この案件は、前回の除外申請で墓地を申請されていたが、場所が変更になったため、編入をする案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、図面は127ページです。この案件は、前回の除外申請で車庫を計画していたが計画が変更になったため、現在も耕作をしている申請地を編入する案件です。</p> <p>続きまして編入の○○町ですが、資料131ページからご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振 興課	<p>第4期の中山間直支払制度がスタートしまして、〇〇町は比較的農振区域が少ない決定をされています。農振区域から一部はずれている区域がありました。今回、傾斜があることを確認した農地を申請していただきました。</p> <p>整理番号1番から整理番号11番で11件ありますが、この内5件が△△、1件が〇〇、4件が△△、1件が□□です。□□については、新たに中山間直払の組織を立ち上げて申請をされます。</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今農林振興課から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p>
1 4 番	<p>14番〇〇です。〇〇町の整理番号19番の図面47ページですが、墓地をどうみているのかわからないので説明をお願いしたいです。参道の先がどうなっているのか。</p>
農林振 興課	<p>図面は47、48ページをご覧ください。墓地は10㎡までということで、10㎡をとっています。周りの方に管理地ということで参道を計画されていまして、耕作道とつながっています。</p>
1 6 番	<p>16番〇〇です。各町によって農業振興地域のとり方が違うと思いますが、どう考えておられますか。</p> <p>〇〇町や〇〇町は比較的農地が多いということもありますし、守っていくエリアが多いのかなと思っています。災害があった場合に農振区域でないといけないというのが大前提でありまして、そういったことも含めて旧町村で考え方は違っていたと思います。〇〇町につきましては、農振区域に入っている方がいいがなあという所も入っていない場合が確かにあります。今回のように中山間直払で農地として使っておられますので、そこを編入して農振区域に入れるというパターンです。今後見直しをしますが、エリアとしては残し荒廃農地調査において赤で判断されたものについては、エリアは入っているかもしれませんがその地番は外していくことを検討しています。</p>
2 2 番	<p>22番〇〇です。中山間地の取りまとめをされましたが、今までよりどれくらい面積が減りますか。</p>
農林振 興課	<p>今まだヒアリング中ですが、おそらくかなりの面積が減ると思います。荒れるから減るのではなくて、5年間取り組みをするのが難しいことから面積が減ると思っています。3期目は214協定ございましたが、やめられるところや合併も含めるとおそらく196が今度の4期目に取り組みされる協定数です。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第91号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第91号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)平成27年産米概算金について</p> <p>(2)雲南市農林振興協議会取り組み事業の追加について</p> <p>(3)利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(農地パトロール)について</p> <p>(4)平成27年度農業委員会視察研修について</p> <p>(5)農業委員会組織・制度改正について</p> <p>(6)雲南市役所新庁舎の概要について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____